

事務所通信

いかがでしょうか？

今回はほんの少しですが株式を使った事業承継についてご紹介させていただきました。種類株式には、他にも配当や財産の分配について優先するもの、一定の期間が経過すると強制的に会社が株式を取得出来るもの、株主総会の決議によって強制的に株式を買い取りが出来るものなどいろいろあります。詳しくは10月20日に事業承継の研修会を行い、そこで株式を使った事業承継の例をご紹介させていただきます。ぜひご参加ください！！

事務所からのお知らせ

研修会を開催します！！

日時：10月20日（火）午後1時30分 ~ 午後3時30分

会場：細江コミュニティセンター

「株式を使った事業承継。次世代にスムーズに引き継ぐために」

講師：佐藤寛事務所 司法書士 佐藤圭

平成27年9月吉日

<事務所案内図>



〒421-0421

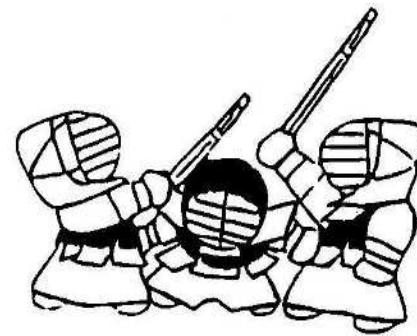
牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409



お盆も過ぎ、暑さも少し和らいで来たと思ったら今度は台風が。少しずつ秋に近づいている気はしますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか？

先日、お盆に遊びに来た孫と一緒に手持ちの花火をしました。久しぶりにやってみましたが、結構楽しいものですね。こうやって家族で集まれるお盆はいいものだと思います。

さて、今回の事務所通信は、「事業承継」について特集を組んでみました。事業承継という何か難しい感じがしますが、「元気なうちに次世代へ引き継げるものは引き継いでいこう」ということです。いつ何が起きてもおかしくないこの頃、転ばぬ先の杖としてお知らせしていきたいと思います。

ぜひ参考に一读下さい。



WHAT 'S 事業承継？

「事業承継」ってよく聞くけどよく分からないなあ。うちはまだいいや、税理士さんに任せてあるしなどと思ってませんか？

事業承継とは「元気なうちに次世代へ引き継ぐこと」

事業承継の例では「生前贈与」や「遺言」などありますが、今回は「株式を使った事業承継」についてご紹介したいと思います。

① X株式会社の社長Aさん。X株式会社の株主には、Aさん以外に先代社長の友人Bさんがいます。Bさんとは面識がありますが、その子供さんたちとは面識がなく、Bさんにもしものことがあった場合、Bさんの相続人(C、D)に株式が引き継がれることとなりますが、AさんとしてはBさんの相続人(C、D)には自社の株式は渡したくないと思っています。どうしたら良いでしょうか？

X株式会社の株主
┌ 社長Aさん
└ Bさん
 (先代の友人)
B ─┬─ C
 └─ D
C、Dには
渡したくない！！

分かりやすい解決策

X株式会社の定款を変更し、「相続人に対する売り渡し請求」の条項を入れ、Bさんにもしものことがあったら株式をX株式会社に売り渡すように請求出来るようにします。

株主総会を開催し、定款変更を行い、以下の条項を追加します。

第 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

こうすれば、X株式会社の株式は、Bさんの相続人の意思に関わらず会社が買い取りをすることが出来ます。ただし、あくまでも会社名義に買い取りを請求出来るのであって、社長であるAさんの名義で買い取りを請求することは出来ませんのでご注意ください。

② Y株式会社のEさんには、妻(F)と2人の息子(G、H)がいます。現在、長男のGさんを後継者に考えていますが、Eさんの財産は、不動産(自宅、会社)と自社の株式、預貯金があります。

E ─┬─ G
 └─ H
F
Eさんの財産
・不動産
(自宅、会社)
・預貯金
・自社株

自分にもしものことがあれば、

不動産(自宅、会社) → 長男(G)

預貯金 → 妻(F)

自社株 → 長男(G)、次男(H)

に渡したいと考えています。次男Hには渡すものが会社の株式の一部しかありません。しかし、長男と次男で株式を分けた場合、兄弟の折り合いが悪くなると会社の経営に支障をきたす恐れがあります。どうしたら良いでしょうか？

分かりやすい解決策

Y株式会社の定款を変更し、「議決権制限株式を発行する旨」の条項を入れ、現在発行されている株式のうち、次男のHさんに渡す予定の株式については種類株式の1つの「無議決権株式」に変更します。

株主総会、取締役会を開催し、定款変更及び現在発行されている株式の種類を変更する手続きを行います。そして、次男のHさんに渡す予定の株式についてのみに「無議決権株式」(種類株式の1つ)に変更します(長男Gさんに渡す予定の株式についてはそのまま)。

この手続を行うことで、長男のGさんに渡す株式は議決権があり、次男のHさんに渡す株式には議決権が無いものとなります。そして将来、長男Gさんと次男Hさんが株式を引き継いだ後も、長男Gさんの株式だけで株主総会を行えるので、万が一兄弟の仲が悪くなったとしても支障なく会社経営を行うことが出来ます。また、次男Hさんが取得する予定の「無議決権株式」については、「配当を優先する旨」を追加しておくことで、次男Hさんにも配慮することが出来ます。